琉球大学学術リポジトリ

沖縄の標準語教育史研究：明治期の綴方教育を中心に

メタデータ	言語:
	出版者: 琉球大学教育学部
	公開日: 2007-07-25
	キーワード (Ja):
	キーワード (En):
	作成者: 梶村, 光郎, Kajimura, Mitsuro
	メールアドレス:
	所属:
URL	http://hdl.handle.net/20.500.12000/1167

沖縄の標準語教育史研究

― 明治期の綴方教育を中心に ―

梶 村 光 郎

A Study on History of Standard Japanese Education in OKINAWA
－with a Special Focus on Language Education through Composition in the Meiji Period －

KAJIMURA Mitsuro

はじめに

沖縄においては、1880（明治13）年の近代学校の発足[1]から戦後の本土復帰頃[2]まで、「東京語」、「普通語」、「標準語」、「共通語」などと称された規範的な日本語の教育が、方言＝地域語の否定・撲滅を伴いながら、実践されてきた。そのような実践の象徴とも言うべき施策が、「方言札」の導入であった。これは、地域語を使用したらそれを罰するために札を渡して首にかけさせ、恥ずかしい思いをさせて地域語を使用させないようにするというものであった。この方言札は、明治のいつ頃に学校に導入されたのかは定かではないが、回想録などの記述から、明治30年代には存在していたことが分かってきた[3]。しかし、地域語の否定・撲滅を伴う規範的な日本語の教育の実践は、方言札の導入にとどまらないで、綴方＝作文の中の地の文はもちろん、会話文にも地域語を使用させない実践としても展開されてきたのではないか、という指摘が、教育学者の故小川太郎によってなされていた。

「沖縄に行く前に、沖縄の教育の研究ではすぐれた仕事を重ねてきている森田俊男さんや『旅券』を出そうとしない外務省に対して毎日電話をかけるというたたかいをして渡航をかちとったという高橋眞一さんと、沖縄の教育のことについて個人的に話し合う機会があった。これがわたしには沖縄教職員組合で講演する上でひじょうに役だったのだが、その話し合いの中で共通に問題にしたことの一つは、これまでさまざまな形で発表されている沖縄の子どもの作文の中に、沖縄各地の方言が全く出てこないのはなぜかということであった。わたし自身、八重山連合区教育長の田盛先生を通して、昨年の旱魃と台風の経験を書いた子どもの作文の何十編かをよんだのであるが、鉛筆書きのなまの作文にも方言が一ことも書かれていなかった。沖縄の子どもの作文には地の文はともかく会話の文の中にさえ方言が見られないということは、生活綴方教育運動に関係してきてなまの方言によるいきいきした会話の文に親しんできているわたしには、まことに奇異に感じられたのである。／むろん、それにはその原因があるはずであって、わたしたちの予想では、過去の方言禁止と標準語強制の教育がいまもなお沖縄の学校教育のなかに尾を引いているのではないかと考えられた。」[4]

この小川の指摘は、沖縄の子どもの綴方を読んだ彼自身の経験に基づいてなされたものであり、一定の根拠に基づくものである。教育学者の森田俊男や歴史学者の高橋眞一も同調しているという点も、小川の指摘が個人の感想のレベルにとどまっていないことを示すものである。しかし、沖縄の子どもの綴方を読んで抱いた、沖縄の綴方教育では地の文にも会話文にも地域語を使用させないのではないか、という感想は、彼らが眼にすることのできた戦後の沖縄の子どもの綴方に対するものであり、戦前の沖縄の子どもの綴方を読んでの感想そのものではない。また、「むろん、それにはその原因があるはずであって、わたしたちの予想では、過去の方言禁止と標準語強制の教育がいまもなお沖縄の学校教育のなかに尾を引いているのではないかと考えられた。」という小川の言葉からもうかがえるように、地域語の禁止の指導が

* 琉球大学教育学部　国語教育教室

無くなったと考えられる（少なくとも小川はそう考えている）戦後においてすら地域語が綴方作品の中に見えないのだから地域語の禁止と標準語強制の教育が盛んだった戦前においては、綴方に地域語が使用されることはないだろうと、小川らは予想していたようである。この小川らの予想は正しいのであろうか。正しいとすれば、それはどのような考え方に基づいてなされたのであろうか。小川のいう地域語の禁止と標準語強制の教育の実態を含めて、その点を小論において、明治期の綴方教育に限定して検討してみよう。

この点については、先行研究がない。わずかに梶村が「沖縄の標準語教育史」（引用(3)を参照のこと。）で取り上げただけである。しかし、素描にとどまっている。そこで、新たな資料を用いながら、小川らの予想が正しいかどうかについて、検討していくことにする。

なお、小論では「標準語」という用語を用いる。教育された日本語が規範的なものであり、標準的な日本語と見なされていたからである。

1.「同化」＝「皇民化」を目的とする沖縄の同化政策

まず始めに、小川のいう地域語の禁止と標準語強制の教育が明治期においてどのようであったかを明らかにするために、その背景にある沖縄の同化政策を見てみよう。

周知のように、1872（明治５）年以前は沖縄は中国と日本への両属という形であったが、同年に明治政府により琉球藩として位置づけられ、廃藩置県の政策により1879（明治12）年に沖縄県として出発することになった。しかし、沖縄県に移行したとはいえ、旧士族層の中には中国（清）の救いを待望する者もいて、その体制は盤石なものとはいえなかった。明治20年代の中頃に、旧慣調査をするために明治政府から沖縄に派遣されてきた一木喜徳郎が、沖縄の旧士族の清による救いを待望する動きを観察して、「沖縄人ノ頑迷ノ思想ヲ破リテ之ヲ内地ノ文明ニ同化セシムルハ教育ニ依るル外ナシ」[5]と述べたのも無理からぬ状況があったのである。ここには、沖縄人を内地（日本）の文明に同化する必要と、その手段として教育を用いるという、明治政府の官使の沖縄に対する同化政策の方針への提言ともいうべきものが示されている。一木の指摘する教育による同化という政策は、一木の指摘以前の1880年に実行に移され、この年に会話伝習所１校、小学校18校設立されている[6]。そして、1882（明治15）年段階で小学校が53校と増加している状況であった[7]。そのことを考慮していえば、一木の教育を手段とする同化政策案は、よりいっそう沖縄人を同化するために教育を用いるという意味で理解されるべきものであろう。

このように明治政府が沖縄において同化政策を進めようとしている一方で、沖縄側からも積極的に同化を進めようとする動きが現れてくる。沖縄縣私立教育會の会員である大城彦五郎の場合がその一例である。大城は、「沖縄教育に関する所見」という論稿を『沖縄教育』の53号（1900年８月）に寄稿し、この当時の沖縄県民の意識を分析し、教育による同化の方法を提言する。即ち、沖縄県民の国家意識は「真に我が國家てふ観念のなきは事実なるべし」[8]という状態であり、それは「列國は将に競うて我が隣邦を分割せんとし國家是より将にいよいよ多事ならんとするの際に当り縣民の思想かくありたらんにはこれこそ國家の一大事ともいふべ」[9]きことであると指摘する。そして、沖縄教育の課題を次のように掲げるのである。

「余は縣下教育に於いて尤も力を盡すべきは本縣四十餘萬の人民をして外形のみならず内心即ち精神的日本化せしむべきにあるを信ず即ち中古以来の悪習を去り以て上古の日本人に回復せしめ所謂日本魂を扶植するにあり否之を培養するにありと信じて疑はざるなり」[10]

つまり、大城は「日本魂」、即ち忠君愛国の思想を扶植・培養する教育で沖縄人を内地（日本）へ同化しようとしているのである。言い換えれば、日本への同化は、「皇民化」であり、求められている同化の手段としての沖縄教育の内実は「皇民化教育」であると言えよう。そして、そのことを裏付けるように、沖縄教育に対する「矯正法」として大城は、次のような点[11]を掲げているのである。

一、教材は教育の目的を達するに尤も重要の關係あるものなれば本縣に於いては特に教材

の撰擇に留意し修身讀書の兩科に於いては重に國民的思想を喚起すべき教材を撰ぶべき事

二、各學科教授の際には機會ある毎に我が帝國々体の尊嚴なること、國土の美なること、代々の天皇の臣民を愛撫せさせ給ひしこと、我が皇室と臣民との關係、及び國家と國民との關係を知らしめ以て絶えず我が國家てふ思想を養成すべきことを勉むべき事

三、天皇皇后兩陛下を始め奉り我が皇室の臣民を愛撫せさせ給ふ美談のあるときは全生徒を一堂の下に會せしめ以て懇懇に誨告し両陛下が我等臣民を愛撫せさせ給ふ大御心を知らしむる事

四、言語風俗を改良一致せしむること

五、祝祭日の儀式は殊に嚴肅に執行し父兄及有志者を參列せしめ祝祭日の起源及び當日に關する講話を爲し大に祝祭日を重せしむる事

六、尋常小學校に於いても帝國の地理及歴史の大体の觀念を與へ且つ我が國体及び各國との關係等に就き殊に注意を要すべき事

七、幻燈會或は父兄談會を開き一般父兄にもこの精神を吹き込むと同時に今日の時勢を知らしむるは尤も必要なる事なり

ここで注目されるのは、沖縄教育を「皇民化教育」として推進するということであり、その一環として「言語風俗を改良一致せしむること」と述べていることである。「矯正法」の一例として、言語風俗の件が位置づけられているということは、「皇民化教育」の問題として沖縄の言語風俗を改めて、内地（日本）の言語風俗に「一致」（同化）させていくということである。このことを徹底するならば、沖縄の言語風俗を禁止し、内地（日本）の言語風俗を強制するということになるであろう。事実はどうか、沖縄縣私立教育會が大日本教育會が提出してきた「将来教育改良施設方按」を手がかりにして、検討してみよう。

この「将来教育改良施設方按」は、全体で四つに分かれていて、「第一教育の全般に關する件」、「第二学制に關する件」、「第三教科書に關する件」、「第四殊に本縣に於て将来注意を改良すへき件」という構成でまとめられている[12]。そのうち、言語風俗に関する「方按」は「第四殊に本縣に於て将来改良すへき件」に該当している[13]。「方案」の第四の部分の中身を項目で示すと次のとおりである[14]。

一、忠愛の士氣國家的思想を煥起せしむること

二、秩序を重んせしむる為め敬禮法を嚴格にすること

三、普通語普及の目的を以て口頭試驗を課し及び高等小学校に談話会を設くること

四、斬髪簡袖を勵行すること

五、平素成るべく履物穿かしむること

六、尋常小學校に於て一學級を編成するに足る女生徒あるときは必ず男女區別すること

七、尋常師範學校に豫備科を設け及ひ女教員簡易速成科を設くること

八、女生徒には學科の教授時間を減じて應用家政を課すること

九、規則を設け文具服装及清潔を點檢すること

十、文身の弊を禁ずること

「一」と「六」と「七」の項目を除けば、他は言語風俗に関係する項目である。このことと、「一」の項目にある「忠愛の士氣國家的思想を煥起せしむること」を見るならば、上述した大城彦五郎の「沖縄教育に關する所見」の立場と一緒であると言ってもよいだろう。両者の違いは、「六」と「七」の項目の学制に関わることがらだけである。これらの事例から、明治政府による同化政策は、沖縄側の積極的な対応によっても推進されていったことが窺われる。

ところで、「四」と「十」の項目を掲げたことについての理由を見ると、沖縄側の同化への対応の質がどのようなものであったかが窺われる。まず、「四」の項目理由の一端を示そう。

「理由、これ単に風俗を一様ならしめ彼我の懸隔を排するに必要なるのみならず衛生上に於て利便の上に於いて亦等しく改良を要するものなり」[15]

ここには、風俗の内地（日本）化を図り、内地と沖縄の「懸隔を排するに必要なる」ために「四」の項目を掲げたということが示されている。この言葉の裏側に、沖縄は内地（日本）との「懸隔」が甚だしく、そのことによって内地とは違う存在

として認識され、差別化されて取り扱われているという認識があるように思われる。端的に言えば、差別されている沖縄の状況と、そこから脱却したいという考えを背景にして、同化を主体的に担おうということであろう。それでは、「十」の項目の方からは、どのような同化の質が見えるだろうか。「十」の項目を掲げた理由を見てみよう。

「理由、文身は野蠻の遺風にしてこの文明社會には一日も捨て置くべからさることは謂ふを俟たす他府縣にては法令を以つて之を嚴禁せらるることなれども數百年の習慣にて一般の人民は女子成長して文身少なきものを見て擯斥する悪風ありて今に文身をなし又法令の制裁もなし最も數十年前舊藩廳は屢々之を禁したると聞くも一人の法を守りしものなきものの如し今や社會の潑達と共に教育上よりその野蠻の風習なること及ひ外観上見苦しきこと等を説示し遂に之を廃しせんことを期すこの他『ノロコモヒ』」の如きも同しく悪習慣の一なれども今は暫く文身のみを掲ぐ」[16]

掲げられた理由によれば、文身（手の甲に行う入れ墨の風習）は「野蠻の遺風」であり、他府県においては法令で禁じられているもので、「文明社會には一日も捨て置くべからざること」だということである。つまり、文身に象徴される沖縄の風習は野蛮なものであり時代遅れのものだというのである。ここには、文明的に進んだ内地（日本）と遅れた沖縄という図式的な認識が窺われる。そして、遅れた沖縄だからこそ、早く内地に追いつかなければならないという焦りと、自らの文明や風習への嫌悪という自虐的な意識が示されているように思われる。そうだとすれば、沖縄側の同化への積極的な対応は、内地側からなされる沖縄差別の克服と、他府県と同等な待遇を実現しようとする焦り、そして自らの文明や風習への否定的な見方という自虐意識を背景として、生じたものと考えることができるであろう。

2．同化政策と地域語禁止・標準語強制の教育の実態

前章において、同化政策の一環として言語風俗の「改良一致」（大城）の問題があり、それを推進する沖縄教育は、忠君愛国の思想を内実とする「皇民化教育」であることを見てきた。そこでこの章では、同化政策の下で地域語の禁止・標準語強制の教育が、実際に小川らが予想しているように明治期になされていたのかどうかを検討してみよう。

同化政策に基づく教育政策の具体化は、1880（明治13）年の会話伝習所の開設と、小学校の設置という形でなされていった。とりわけ、会話伝習所の開設は、地域語ではない標準的な日本語の読み書きを指導できる近代学校の教員の育成を目的としており、学校を通じて沖縄県民を内地（日本）に同化していく鍵を握る役割を果たすものであった。しかし、この学校の標準的な日本語の会話のための教科書である『沖縄対話』を見る限り、地域語の禁止という問題が生ずるような要素はないと言える。なぜなら、東京語とか普通語とか称していた標準語と、琉球方言の共通語として機能していた首里方言とを、対照しているものだからである。その一例を次に示そう[17]。

本部番所ハ、能キ、景色ノ所ト、申シマスガ、如何デゴザリマスカ
ムトブバンシヤウ。　キー。　チーチヌトクルンデ。　イヤビーシガ。　チャーデービルガ。

標準語に接したことのない生徒達に標準語を教えるためには、地域の共通語である首里方言を介して指導しなければならないという配慮から、このような標準語と地域語という二つの言葉を対照させるような教科書が作成されたのであろう。しかし、この教科書は、地域語が扱われていても、それを教えることを目的にしているものではない。標準語の部分が地域語の部分よりも大きい字で書かれていることや、次のような文章が掲載されていることからも、そのことが分かるであろう。

「○貴方ハ東京ノ言葉デ御話ガ、出来マスカ（○○）ナカナカ、ヨクハ、話セマセヌ○誰レニ、御習ヒ、ナサレマシタ（○○）此頃傳習所デ、習フテヲリマス○傳習所ノ、生徒ニテ、能ク、話セル人ガ、ゴザリマスカ（○○）二三人ハ、能ク、話セル比トモ、ゴザリマショウ……○東京ノ言葉ハ廣ク通ジマスカ（○○）何縣ニテモ、大概、通ジマス」[18]

標準語の学習への動機づけとなるように、標準

的日本語と見なされている東京語の「廣ク通ジ」るという性格を押し出している点が注目される。この教科書の学習においては、標準語励行の観点はあるが、地域語の禁止・標準語強制の教育の様子は窺えないと言えるだろう。

ところで、この教科書は、沖縄県出身者が教員となって各地の学校に赴任するまで、他府県出身の教員達によって小学校でも使用されていた。中頭郡の小学校の沿革の記録の部分に、次のような記述がある。

「本郡之初等教育は明治十四年宜野湾間切（村）神宮寺内に中頭小學校の設置を以て嚆矢とす即ち廢藩置縣の翌年にして郡内一般民智啓けず教育の何物たるを解するものなくして入學の勧誘甚だ困難なりしを以て先づ間切吏員の師弟又は文子（書記見習生）中強制的勧誘の下に二十一名を収容し之に手當及學用品を給與し漸く學習せしめたり而して教師は他縣より聘したれば双方互に言語の了解を缺き止むを得ず本縣學務課の編纂に係る『沖縄對話』を用ひて漸く教授するの有様たりき」[19]

教員の大半が、他府県出身者である場合、『沖縄對話』を使用するか、それとも直接標準的な日本語を子ども達に教えるかのどちらかしか方法はないだろう。沖縄県出身の教員が各地の学校に赴任するようになれば、地域語を教授語として使用できるようになる。だから、その時点では、『沖縄對話』の使用はなくなると考えられる。そして、教授語に標準語を使用するか、それとも地域語を使用するかということが、同化政策の一環としての標準語励行という観点からは、問題になってくるだろう。その証拠に、沖縄縣師範学校の附属小学校の読み方に関する「授業批評會記録」の中に、「本縣語ニ譯シタノハ大缺點デアルナルベク本縣語ヲ用ヰズシテ了解セシメル様ニシタイ」[20]といった言葉が現れてくるのである。標準語で書かれた文章の意味を生活と密着している地域語に訳して理解させることは、子ども達の標準語の語彙の少なさという現実を踏まえた教育的配慮であろう。それに対して、「本縣語ニ譯シタノハ大缺點デアル」と批評するのは、子ども達に文章の意味を理解させるよりも、標準語だけを使用させたいという意図から出てきているのであろう。そうでなければ、標準語の文章を地域語に訳させて理解させたことを「大缺點」と批評するようなことはないであろう。なぜなら、この当時の読み方は読解が中心だからである。したがって、このことは、小川らのいう地域語の禁止・標準語強制の教育の問題とも関係してくるだろう。そこで、地域語の禁止・標準語強制の教育に直接関わってくる言説を『琉球教育』の中から取り上げてみよう。

このことに関して参考になるのは、沖縄縣私立教育會の会員である高田宇太郎の「國語に就いて（承前）特に本縣教育に對する希望の條々」という論稿である。この論稿の「（第六）方語を斥けて國語を尚ぶ風を作り熾んに國民性を養ふべし」という箇所で、標準語強制の立場を高田は次のように述べている。

「よろしく縣下教育家たるものは、かの乳臭児の入學式に際して、勅語を奉讀し君には忠を、親には孝と訓へつつあるが如く、たとひ解らずとも、日本帝國の大國民たるべし、小島民を以て満足すべからず、と頭よりカチ込むべし。否な、國民語もて話得ざるものは全き國民にあらず、方語は知らずとも是非國語には熟せざる可からず、と耳よりツメ込むべし。と」[21]

日本帝国の国民であるならば、「國民語」としての標準的な日本語に習熟しなければならないということを子どもにたたき込むことを主張しているのである。そして「方語」＝地域語は知らないでもよいと主張しているのである。この高田の主張が実行に移される時、その教育は地域語の禁止・標準語強制の教育となり得る可能性は大である。そして、実際に地域語の禁止・標準語強制の教育の事例があるのである。その一つの例は、宮古島の新里尋常小学校の校長であった篠原一二が同校の沿革誌に書いた「第三、四学年ノ児童ハ必ズ教室内ニテハ普通語ヲツカフコトトス。モシ土語ヲツカフモノアラバ其罰トシテ教室ノ清掃」[22]という記述である。「土語」＝地域語を使用したら教室の清掃という罰が与えられるということは、地域語の禁止・標準語強制の教育の具体化である。そして、罰を与えることで地域語を禁止し、その結果標準語の強制となっている、もう一つの典型的な例が方言札の導入である。

この方言札の導入が、第一次資料で最初に確認できるのは、沖縄縣師範学校附属小学校が作成し

た「教育施設一覧」の中の「第九、特別施設」の「五、普通語奨励方法」の箇所においてである。それを次に示そう。

五、普通語奨励方法[23]
一、児童入学の當初二週間は止むを得ず方言を交へ教授するを許すも三週間目より、萬止むを得さる外は方言を用ひしめず
二、毎週一回談話會を開き普通語奨励と共に之を練熟せしめんことを期す
三、遠足又は運動會等の際は殊に方言取締を嚴にせり
四、休憩時間中尋常科第六學年以上の児童に(ママ)當番に方言取締掛を置き児童にして方言を使用せるものには「普通語」と記入せる厚紙製の札を渡さしむ
五、各級毎に方言を使用せる児童に對して相當の制裁を加へしむ
六、方言集を備へて方言を蒐集し之を普通語と對照し教生に筆写せしめ方言矯正の資に供せしむ

地域語の使用の禁止や取締、制裁や罰といった内容を伴う、「普通語奨励方法」が採用されていることが分かる。また、地域語を使用した罰として、使用した子どもに「普通語」と書かれた厚紙製の札を渡すことも述べられている。これは、方言札に言及した第一次資料としては、最も古いものである。「普通語」と書かれた札であるという点や、木製でなく厚紙製である点も、方言札の研究に新しい事実を加えるものである。ともあれ、この沖縄縣師範学校附属小学校の「普通語奨励方法」は、地域語の禁止、取締、制裁、罰札の導入という事実が示しているように、地域語の禁止・標準語強制の教育と見てよいだろう。したがって、小川らの指摘する地域語の禁止・標準語強制の教育は、明治の全期間ではないが、確かに実践されていたと言えよう。

3．綴方教育における地域語の禁止・標準語の強制

明治期のある時期から、地域語の禁止・標準語強制の教育が実施されてきたことを、宮古の篠原一二と沖縄縣師範学校附属小学校の事例を通して確認してきた。そこで次に、地域語の禁止・標準語強制の教育が、綴方教育においてどのように具体化されていったのか、綴方における地域語の使用が見られるのかどうかという観点から検討してみよう。

小川太郎らの予想では、地域語の禁止・標準語強制の教育が実施されている場合、地の文にも会話文にも地域語が使用されるはずはない、というものであった。そこで、現在確認することができる範囲内という限定がつくが、地域語を使用している綴方作品がなかったかどうかを確認してみる。そうしたら、次のような作品[24]があるのが分かった。

ババサンノオハナシ　金　武　松

ババサンワミンドリヲカッテタマゴヲオマシタ　ヂヂサンワヲンドリヲカイマシタ　ヂヂサンガタマゴヲーツモロートイーマシタ　ババサンガクレマセン　ヂヂサンワジブンノヲンドリヲタタキツケテマチニヤリマシタ　トリワメシヲタベテキテオガネ　ヲナシマシタ　ババサンハマネシテジブンノトリヲマチニヤリマシタソシテカヘッテ　キテナシタモノハガラスノワレデアリマシタ　ガラスノワレワナンノヤクニモタチマセン　ソレダカラヨクヲナシテハナリマセン

この綴方は、首里小学校の教員である比嘉盛昇が『琉球教育』(1904年12月号）に執筆した「普通語励行ト常尋(ママ)第一学年児童ノ綴方」という論稿で紹介されているものである。「○」印の部分は、地域語にあたる言葉であり、地域語の使用がはっきりするように、比嘉が付したものである。この論稿では他に「モモタローノオハナシ」(花城三良)、「カニトキツネトノカケクラベ」(久田次良)、「センセイカラナラッタオハナシ」(仲間蒲戸)、「カメトウサギトノカケクラベ」(照屋彰義)、「ネズミノオハナシ」(知念亀)、「カゼノオハナシ」(与那覇政松)、「ナワナガトシノオハナシ」(平田嗣良）の作品が紹介されている。全部で八作品であるが、その内比嘉が「○」を付した箇所のある作品数は、六作品である。「ババサンノオハナシ」

だけならば、偶然に地域語を使用した作品があったということになるが、六作品も地域語が使用されていたということになると、偶然で片づけるわけにはいかないだろう。そうであれば、この事実は小川らの予想を覆すものであるということになる。しかし、事は簡単ではない。このような地域語を使用した綴方作品がどのような指導において生まれてきたかという問題があるからである。この問題を検討する上で参考になる、篠原一二の次の言葉を紹介しておく。

「首里小学校ハ児童ノ入學スルト共ニ普通語デ教授ヲナシソノ上小使ニシテ一ケ月ノウチニ普通語ヲオボエナケレバ解雇スルトイウコトデアリマス」[25]

篠原が紹介しているように、首里小学校では一年生は入学と同時に、地域語を使用しないで標準語で授業が行われるのである。また、標準語が話せない「小使」（当時の呼称。現在は不適切な表現であるとされ、用務員と称されている学校の職員のこと）は一ヶ月で解雇されるということも考慮するならば、首里小学校は沖縄県内でも数少ない、徹底した標準語教育が行われている学校であると考えてよいだろう。そうであれば、どうして地域語を使用した綴方作品が偶然でなく、複数生まれたのだろうか。綴方を担当した教員の比嘉は、上述の作品が生まれた背景を次のように説明している。

「私ノ學校ハ現校長御赴任以来即本年五月頃カラ尋常一學年児童ヲ始メトシ全校児童悉ク普通語デ話サシムルコトニ決議シマシテ直ニ励行シマシタ處ガ始ハ餘程ノ困難デ成功ノ見込モ如何シク思ハレマシタガ各教員ノ熱心ナル結果第二學期ノ始メ頃カラハ一學年ノ幼年児童デ而カモ遊歩場ニ於テサエ普通語ヲ話スヨーナ習慣ヲ構成スル二至リマシタソノ効トシテ十二月ノ父兄懇話會ニハ出席生徒ノ七八割位ハ教壇ニ立ッテオ伽噺ナドヲ話スコトガ出来マシタ（ソノ話ハ教師ガ教ヘタノデハナクテ父兄カラ聞イタモノデアリマス）ソノ翌日讀方科ノ一教時ヲ倫ミテ各自ガヤッタオ話ヲカイテゴラント言ヒ付ケテ見マシタ處ガ左ノ様ナ結果ヲ得マシタ」[26]

「一學年ノ児童トシテハ可ナリノ出来デハアルマヒカト思ヒマス尤モ教師ノ干渉モナイコトトテ處々方言ヲ用ヒテアルノモアリマスケレド　ドーセ普通（語）励行ノ効ガアルト云フコトガ推察セラレマス」[27]

つまり、これらの綴方作品は、標準語励行の成果を披露するために、父兄懇話会で行った標準語によるお伽噺などの話を、教員の干渉無しに読方の時間に書かせたものなのである。懇話会当日には、標準語で話をしても、日をおいてそのお話を綴方にさせてみると、地域語が混じった綴方作品が現れたというのである。比嘉は、その事実を「教師ノ干渉モナイコトトテ」と認めつつも、「普通（語）励行ノ効ガアルト云フコトガ推察セラレマス」というように、一年入学時からの標準語教育の成果に関心を向けていた。言い換えれば、教員の干渉（指導）が無くても、子ども達は地域語を余り使わずに綴方が書けるということを自慢したいのである。このことから言えることは、子ども達は日常生活の中で地域語を使用しているため、教員の干渉（指導）が無くなると、地域語を使用してしまう場合があるということである。そして、教員の干渉（指導）があれば、地域語を使用している綴方は標準語に矯正され、標準語で書かれた作品として発表されていくであろう。このことは、沖縄縣師範学校附属小学校で行われた綴方の授業の記録に記されていた、次のような授業者の指導方針からも裏付けられるだろう。

「記述中ハ机間巡視ヲナシ文字ノ脱漏誤謬ヲ指示シ以テ生徒ニ適當ノ補助ヲナシ丙組ハ豫定ノ時刻来ラバ石筆ヲ置カシメ中等生ノモノヲ採リ之レヲ板書シ先ヅ作者ニ一讀セシメ一句一句ニツキ児童ト共同シテ批評訂正ス訂正シ終ラバ之レヲ敷生ニ讀マシメ次ニ記帳セシム甲乙両組ハ豫定ノ時刻来ラバ直ニ記帳セシメ差出サシム」[28]

上述のように、地域語の禁止・標準語強制の教育に熱心である同附属小学校であるならば、「一句一句ニツキ児童ト共同シテ批評訂正ス」る学習活動を通して、地域語が綴方作品の中から排除されていくと考えるのが自然である。「ユーギ（甲乙ハ遊ギ）」という文題で示されている例文は、次のようなものである。

「私ドモハツナヒキモハタオクリモ、カケクラベモ、ワククグリモ、カタ足ミナゴロシモ、シマズガ、イチバンオモシロイノハ、（ハタオクリ）

デアリマスユーギヲシマスト、カラダガジョーブニナリマス」[29]

このように例文を示して、それを真似て綴方を書くようにという指導がここには見られる。そしてこのような例文を模倣する綴方の指導は、比嘉盛昇が指摘する次のような綴方の現状と何ら変わるところのないものである。

「當今ノ綴方教授ヲ見マスルニ實際発表的デアルカハ頗ル疑シヒ様デアリマス私ドモガ見ル處デハ今綴方教授ノ多数ハ讀方科ノ復習デアル即チ讀方科デ習ッタモノヲ暗唱的ニ書キ取ッタモノデアル讀本ニアル本文ト異ナル點ハ或ル部分ヲ省略シテ簡単ニシタダケデアルカノヨーニ感ゼラレマスコレデハ綴方本来ノ目的ナル自己ノ思想ヲ発表シタト言フコトハ言ハレナイコトト思ハレマスカヨーナ教授法デ教ヘラレタ生徒ハ讀本ノ中カラ選択シタ處ノ題ヲ課シタラ讀本ニアル本文ト少々ノ誤リモナク綴ルコトガ出来マスガサテ自己ノ考ヘテ綴ラネバナラナイ様ナコトニナルト一言半句モカケナイト云フ有様デアリマス」[30]

例文は、標準語で書かれたものであり、地域語で書かれたものではない。当然それを参考例にして綴方を書くのだから、地域語を使用した綴方作品は生まれない。比嘉が紹介した地域語の使用された綴方の例は、普通語励行の成果を見るために、干渉（指導）を入れないで書かせた実験的なものであり、沖縄の綴方教育の一般例とはならないものである。附属小学校の指導例を見る限り、地域語を使用して書かれる綴方は、干渉（指導）を経て標準語を使用する綴方となって公表されるといってよいだろう。問題は、『沖縄對話』や教授語に地域語を使用している時期の綴方教育の場合、同じように地域語の使用が許容され、地域語を使用した綴方作品が誕生しているかどうかということである。この点について言えば、それは否定的である。そのことを証明するために、次の作品を紹介しよう。

旧師某氏に送るの書

沖縄縣琉球國　　桃良良明
首里小學校　　十四年

寒冷の折柄御変りもなく益々御壮健に渉らせられ候由／奉遙賀候陬面小生事も別條なく　日々上校勉學罷在候間／乍憚御安心被下度不肖の小生が今日常人に列するの／幸を得る　は偏に先生御在校の折りに御懇切なる御教育を／蒙り候故と今更奉感謝候尚次節柄折角　御養生の程奉願上候也

この綴方作品は、東京学生社から発行された子ども向けの学習雑誌『小學生徒』の1888（明治21）年7月号に掲載されたものである。おそらく、沖縄の子どもの作品としては、雑誌の上で現在確認できる作品としては、最も古いものであろう。この作品は、読んで分かるように、候文で書かれたものである。候文では、内地の候文の文章の型を練習して書くため、固有名詞を除けば、沖縄の地域語が用いられる可能性はない。地域語が使用される可能性があるのは、言文一致の文章においてである。しかし、附属小学校の事例や、次の立津春方の言説が示すように、地域語が綴方作品に現れる可能性は少ないと考えられる。

「本縣語は元来邦語の転訛せるものなる由なるにも拘はらず今日／普通語と大差あることは言ふまでもなかるべし故に本縣の児童は他府縣の児童に比すれば大に普通語に未熟なるを以て作／文を教ふるに先ちて特に言語を練習するを要す」[31]

「作文教授に／於ては勿論他の諸教科教授の際児童をして正しく邦語を使用／せしめ若し誤謬あらば少しも仮借せず厳密に之を矯正するに／あり然るに従来の教授は幼級に於けるの外概ね邦語を粗略にし単に事実を知らしめ事理を解せしむるを以て足れりとなし邦語の如何は措て問はざるものあり或は偶々之に注意するが／如きも一日之を暖め十日之を寒やすの感を抱かしむるものな／きにあらず是其効果の多く挙がらざる所以ならんか教師た／るものいかでか猛省せさるべけんやまして言語は単に思想の／隷属たるに止まらず実に愛國心を喚起する要素にして國民教／育上最も重んずべきものたるをや」[32]

綴方教育において、「邦語」＝標準語の言語の練習をさせた上で、それを正しく使用させると同時に、「若し誤謬あらば少しも仮借せずに之を矯正するにあり」と、立津は主張している。このことが実践されるならば、沖縄の子どもで地域語を使用して綴方を書く子はいなくなるだろう。間違

って地域語を使用したとしても、それは一言一句確認され、標準語に訂正させられるのである。それは嫌なことであり、避けたいことである。そうであるならば、公表されている綴方作品に地域語が現れてくる余地はないであろう。そして、立津の言うように、愛国心の育成と結びつけられている以上、地域語を積極的に指導するという逸脱を、許容するような状況には無かったと考えられる。したがって、明治期において、公表される綴方作品は、同化政策に基づく「皇民化教育」の一環としての綴方教育を方針としている限り、比嘉の実験的な試みを除いて、地域語を使用したものはないと考えてよいだろう。その意味で、小川らの予想は、明治期に限定して言えば正しいということになる。

おわりに

明治政府は、中国と日本と両属関係にあった沖縄を、1872年に琉球藩とし、ついで1879年廃藩置県を断行して日本に属する沖縄県に移行させた。そのことにより、如何に沖縄を内地（日本）に同化させるかが課題となった。しかし、その同化は簡単に進まず、教育による同化という政策が推進されていく。一方、沖縄縣私立教育會の会員達は、明治政府の同化政策を積極的に受け止め、「忠君愛国思想」を内実とする教育として沖縄教育を位置づけ、「皇民化教育」を推進していく。そして、その一環として、言語風俗の「改良一致」が図られ、標準語励行に取り組んでいく。その内実は、地域語の使用の禁止、取締、制裁、罰を伴うものであった。その象徴が、方言札であるが、明治期の綴方教育においても、地域語の使用を許さない対応が、教員の一句一句の確認、訂正を経て、実践されていったのである。それらの事実を踏まえ、明治期においては、地域語の禁止・標準語強制の教育が実態として存在しており、それは綴方作品の中に地域語の使用が見られない状況を生み出していることを確認することができた。その意味で、小川太郎らが、沖縄の戦後の綴方作品に地域語が見られない原因として地域語の禁止・標準語強制の教育をあげていた点につながる結論を得ており、その予想の証明を一歩進めたといえよう。しかし、大正期と昭和戦前期の場合については、今後に残された課題であり、その解明無くして、小川らの予想を肯定的に評価することはできない。

註

(1)『沖縄教育　学制頒布五十年記念号』（1922年10月）によれば、明治13年段階で18の小学校が設置されたという。

(2)波照間永吉監修の『新編　沖縄の文学』（2003年、沖縄時事出版）の中の「身近な方言――父と娘の会話から――」という教材文の解説の部分に、「『方言札』は、戦前の皇民化教育のもとで生まれたものです。『私は方言を使いました』ということを表示する札を罰として首から提げられたもので、一部の地域では一九七二年の復帰前後までそのような指導がなされていました。」（13頁―14頁）という説明がある。ここでは、これにしたがって「本土復帰頃」という表現をした。

(3)梶村光郎「沖縄の標準語教育史」、『沖縄県の国語教育史に関する実証的研究』（平成13年度～平成15年度科学研究費補助金＜基盤研究(C)(2)＞研究成果報告書、研究代表梶村光郎）、2004年、40頁。

(4)小川太郎「沖縄で考えたこと４　差別について」、『部落』1972年７月号、部落問題研究所、46頁―47頁。

(5)一木喜徳郎「一木書記官取調書」（1894年頃作成か）、『（復刻版）沖縄県史　第14巻』、国書刊行会、1985年、508頁。

(6)(7)無署名「沖縄縣教育　第一編　第一章　沿革概説」、『沖縄教育　学制頒布五十 年記念号』、1922年10月、４頁。

(8)～(11)大城彦五郎「沖縄教育に関する所見」、『琉球教育』第53号、1900年８月、（復刻版『琉球教育』第６巻所収、本邦書籍株式会社、1980年、92頁―93頁）。

(12)～(16)沖縄縣私立教育會「将来教育改良施設方按」、『琉球教育』第３号、1896年２月、（復刻版『琉球教育』第１巻所収、本邦書籍株式会社、1980年、114頁――117頁）。

(17)沖縄縣学務課『沖縄對話　下』1880年、25頁。

(18)沖縄縣学務課『沖縄對話　上』1880年、27頁―28頁。

(19)無署名「第四節／中頭郡／小学校／沿革」、『沖縄教育　学制頒布五十年記念号』、1922年10月、117頁。

(20)沖縄縣師範学校付属小学校「授業批評會記録」『琉球教育』第96号、(復刻版『琉球教育』第10巻所収、本邦書籍株式会社、1980年、263—264頁)。

(21)髙田宇太郎「國語に就いて（承前）特に本縣教育に對する希望の條々」、『琉球教育』第32号、(復刻版『琉球教育』第４巻所収、本邦書籍株式会社、1980年、54頁)。

(22)篠原一二「普通語励行」、『新里尋常小学校沿革史』(1905年１月執筆、『百年誌』所収、上野小学校創立百周年記念事業会、1993年、25頁。)。

(23)沖縄県師範学校附属小学校「教育施設一覧」、『沖縄教育』第68号、1911年12月、43頁—44頁。

(24)比嘉盛昇「普通語励行ト常尋(ママ)一学年児童ノ級方」、『琉球教育』1904年12月号（復刻版『琉球教育』第10巻(B)所収、本邦書籍株式会社、1980年、171頁—172頁)。

(25)篠原一二「普通語ノ普及ニツイテ」、『琉球教育』第100号、1904年11月、(復刻版『琉球教育』第10巻所収、本邦書籍株式会社、1980年、533頁。)。

(26)比嘉盛昇、前掲、(前掲、65頁)。

(27)比嘉盛昇、前掲、(前掲、67頁)

(28)無署名「沖縄縣師範学校附属小學校授業批評會記録」、『琉球教育』第101号、1904年11月、(復刻版『琉球教育』第10巻(B)所収、本邦書籍株式会社、1980年、61頁。)。

(29)無署名、同上、(同上、59頁)。

(30)比嘉盛昇、前掲、(前掲、65頁)。

(31)(32)立津春方「高等科の作文教授に就きて」、『琉球教育』第８号、1896年８月、(復刻版『琉球教育』第１巻所収、本邦書籍株式会社、1980年、323頁—324頁)。